



高齡運転者等 専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間制度

平成21年の道路交通法改正により新設

道路上に、

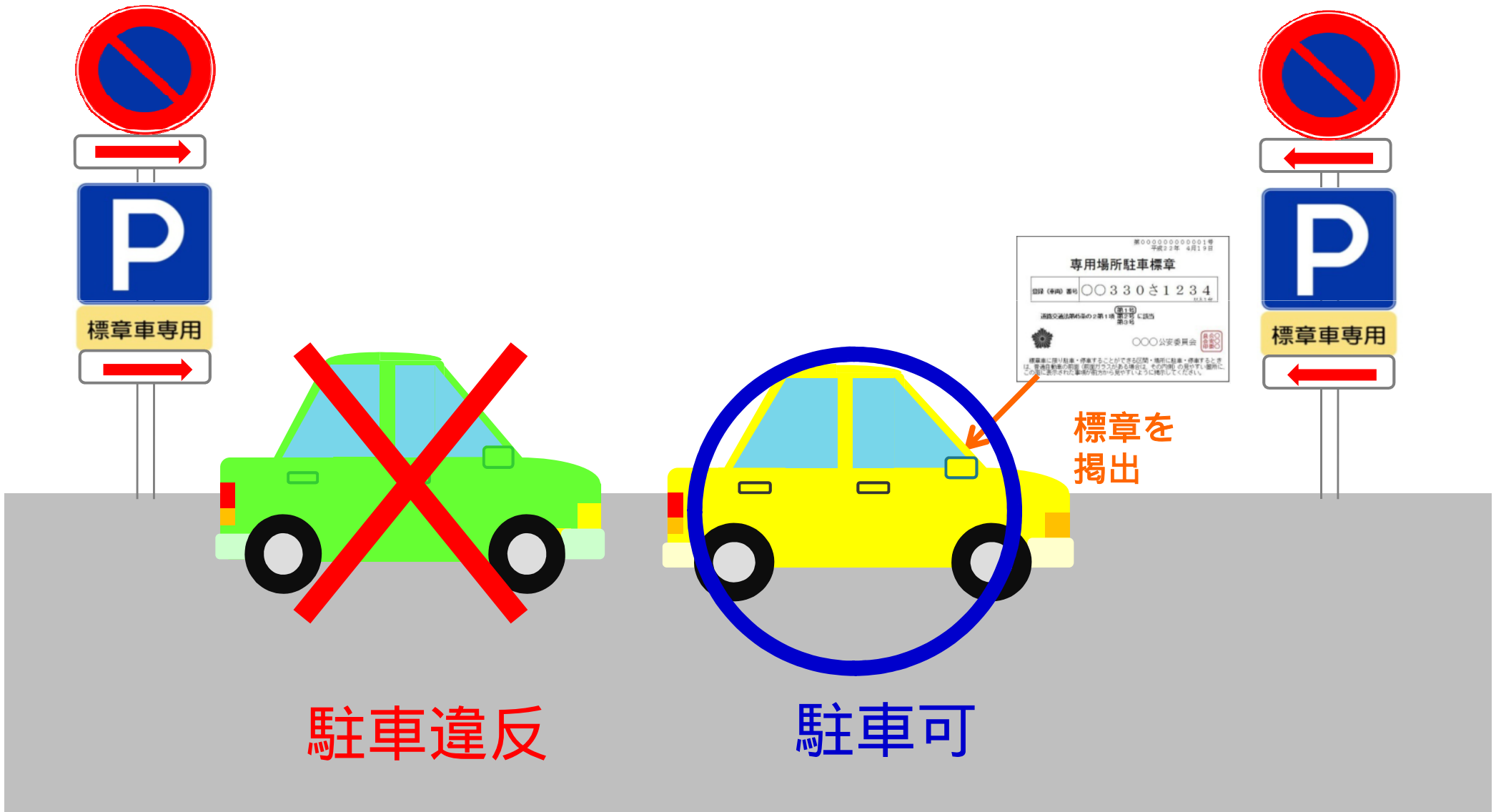
高齢運転者等標章自動車のみが

駐車をすることができる駐車区間

を設置することを可能とする制度

～平成22年4月19日(月)施行～

イメージ



交通規制の種類



標章車専用

高齢運転者等専用場所
(高齢運転者等専用駐車区間)



標章車専用

高齢運転者等専用
時間制限駐車区間

高齢運転者等専用場所・ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間

高齢運転者等が運転する

届出をした普通自動車であって、

交付を受けた高齢運転者等標章を掲示した

高齢運転者等標章自動車のみが

駐車をすることができます。

「高齡運転者等」とは？

普通自動車対応免許を受けた人で、

70歳以上の人

聴覚障害を理由に運転免許に条件が
付されている人(聴覚障害者マーク対象者)


肢体不自由を理由に運転免許に条件
が付されている人(身体障害者マーク対象者)

妊娠中又は出産後8週間以内の人



高齢運転者等標章

「高齢運転者等標章」ではなく「専用場所駐車標章」と記載されている

第0000000000001号 平成22年 4月19日	
専用場所駐車標章	
登録(車両)番号	〇〇330さ1234 <small>以上1台</small>
第1号 第2号 第3号 に該当	
	〇〇〇公安委員会 公安委 会印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面(前面ガラスがある場合は、その内側)の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	

標章交付番号
交付年月日

届出をした普通自動車の登録(車両)番号(複数台の届出があった場合は欄内に複数台分記載)

公安委員会
公印

銀箔の旭日章
傾けると「専」と「用」の
文字が浮かび上がる

該当する要件(該当するものを で囲む)

1号:70歳以上

2号:聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許に条件

3号:妊娠中又は出産後8週間以内

標章の申請

住所地を管轄する公安委員会に申請
申請窓口

警察署交通窓口

午前8時30分から午後5時までの時間になります。

標章の申請

必要な書類

高齢運転者等標章申請書の提出

運転免許証

車検証(コピーでも可)

妊娠の事実又は出産の日を証する
書類(母子健康手帳、戸籍謄本等)

の提示

「標章車」とは？

駐車をすることができる
高齢運転者等標章自動車(標章車)とは、

高齢運転者等が運転する
公安委員会に届出をした普通自動車
であって

その高齢運転者等が交付を受けた
高齢運転者等標章を掲示したもの

標章車

標章車として適法に駐車するには、

高齢運転者等本人が運転
(同乗のみでは不可)

標章の表面に登録番号が記載され
ている普通自動車

駐車している間、前面に標章を掲示

のすべてを満たす必要があります。

秋田県の高齢運転者等専用駐車場所

番号	警察署別	駐車区間場所	駐車台数
1	鹿角警察署	花輪郵便局付近	2台
2	大館警察署	扇田病院前	3台
3	能代警察署	総合体育館付近	6台
4	秋田中央警察署	秋田市役所裏	8台
5	秋田中央警察署	NTT東日本秋田支店付近	3台
6	秋田東警察署	秋田駅東口	5台
7	大仙警察署	仙北組合病院付近	3台

大仙市の高齡運転者等専用駐車場所



仙北組合総合病院とジョイフルシティ大曲店跡地の間の道路になります。

宝くじ売り場の向かい側に3台分の駐車場所があります。

駐車場所は、白色の白線と標識が設置されています。